

平成22年4月吉日

カード会員の皆様へ

株式会社 宮崎信販

大丸ニュードリームカード カードショッピング「リボルビング払い」手数料改定のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は大丸ニュードリームカードをご愛用いただき、誠にありがとうございます。

このたび弊社では、カードショッピングにおける「リボルビング払い」の手数料を改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

また、当該手数料率の改定に伴い、現在お手持ちのカード会員規約の当該記載内容も改定となりますので、併せてご案内申し上げます。

今回の改定につきましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き大丸ニュードリームカードをご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

(1) 手数料率改定内容

リボルビング払い手数料率

【都城大丸並びに都城大丸の指定する店舗でのご利用の場合】

現行 実質年率13.20%（月利1.10%） ⇒ **改定後** 実質年率15.00%（月利1.25%）

(2) 改定後の手数料率適用開始日

- ・平成22年5月1日以降のリボルビング払いご利用残高に対して、改定後の手数料が適用されます。
- ・平成22年4月30日以前のリボルビング払いご利用残高につきましては、引き続き現行の手数料率が適用されます。

～ カード会員規約の改定内容について ～

【第2章 カードショッピング条項第2条(3)の改定】

第2条（カードショッピングの支払金の支払方法）

(3) リボルビング払いは、甲並びに甲の指定する店舗又は株式会社ジェーシービーの加盟店でのカードショッピングにおいてリボルビング払（残高スライド定額with-in）によるお支払いを指定した場合、毎月の支払額は締切日（毎月末日）の利用残高に応じ、下表に基づいて支払うものとし、当該支払額に対する月利1.25%（実質年率15.00%）の手数料を含むものとします。また、利用残高に手数料を加算した額が5,000円に満たない場合は、当該債務全額を支払うものとし、利用残高が所定の限度額を超過した場合は、その超過額全額を月々の支払額に合算し支払うものとします。

「例」 前月末日の残高が30万円である場合。

- ・ 当月の支払額 15,000円
- ・ 手数料充当金 300,000円 × 15.00% ÷ 12ヶ月 = 3,750円
- ・ 利用代金（元本）充当金 15,000円 - 3,750円 = 11,250円

○本条は、平成22年5月1日より適用となります。

株式会社 宮崎信販

〒880-8605 本社/宮崎市高千穂通1丁目3番30号

TEL.0985-28-2511

<http://www.miyazaki-shinpan.co.jp>

登録番号/宮崎県知事(9)第00347号